

※支給単価が一律2.5万円/日の場合は、提出不要です。

■算定シート②(売上高方式) 新規開店特例

【中小企業者(中小企業、個人事業主)、その他法人専用】
— 令和2年10月1日から令和3年9月30日の間に開店した店舗用 —
※大企業は使用できません

申請店舗名称(店舗名又は屋号) :

○ 売上高方式(1日当たりの支給額26,000円超～75,000円以下)

参照月: 令和2年10月～令和3年9月の単月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×対象期間(日数)となります。

※②は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。

算定参照月			
①	令和	年	月

令和2年10月～令和3年9月の間のうち、ひと月を記載してください。

算定参照月の売上高		参照月の日数		1日当たりの売上高	
②	円	③	日	④	円

1日当たりの売上高		支給単価(切り上げ前)	
④	円	0.3	円

※一円未満切り上げ

千円未満を切り上げ、26,000～75,000円の間の金額とする

支給単価(1日当たりの支給額)	
	円

※最大75,000円

<必要書類>

- ・参照月の帳簿(対象店舗の飲食部門(テイクアウトの売上高除く)のみ) ※税抜き金額であることが分かるもの
- ・参照月を含む確定申告書類 ※第4～8期で提出済であれば省略可能です

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します
なお、過去の期に平均方式を選択された方は、同年度内は原則として平均方式で申請いただくこととなります。
(申請ごとに方式を変更することはできません)

<参照月の特例(平均方式)>

申請店舗の開店日				
令和	年	月	日	

算定参照期間: 開店日～令和3年9月30日

1日当たりの売上高 ⇒

算定参照期間の売上高 ÷ 算定参照期間の日数

	円	÷		日	=		円
--	---	---	--	---	---	--	---

(消費税及び地方消費税を除く)

一円未満切り上げ

支給単価⇒

算定参照期間の1日当たりの売上高 × 0.3 =

	円
--	---

千円未満を切り上げ、26,000～75,000円の間の金額とする

	円
--	---

※最大75,000円